

茨城県報

号外第48号

昭和60年4月1日

月曜日

目次

規 則

- | | |
|--|-----|
| | ページ |
| ●茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則(漁政課) | 1 |
| ●茨城県工業関係試験研究機関の使用料及び手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(工業振興課) | 2 |
| ●地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(企業局総務課) | 3 |

告 示

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ●知事職務代理者印の改刻(総務課) | 4 |
| ●専用知事印の廃棄(") | 4 |
| ●納税貯蓄組合補助規程の一部改正(税務課) | 4 |
| ●茨城県工業関係試験研究機関研修生要項の一部改正(工業振興課) | 6 |
| ●新規土地改良事業の審査(6件)(農地管理課) | 7 |
| ●土地改良事業の認可(") | 9 |
| ●指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課) | 10 |
| ●公所及び個所の一部改正(") | 14 |

訓 令

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ●茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令(管財課) | 14 |
|--------------------------------------|----|

規 則

茨城県規則第34号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(昭和43年茨城県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第24条中「4トン」を「2.5トン」に、「10馬力(機船船びき網漁業に使用するひき船の推進機関の馬力数については、20馬力)」を「25馬力」に、「こえる」を「超える」に改める。

第46条の表中「4月1日から9月30日まで」を「5月1日から10月31日まで」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第24条の規定中総トン数に係る部

分は、この規則の施行の日以後に新たに漁業の許可又は起業の認可を申請する船舶について適用し、同日前にこの規則による改正前の茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第7条の規定による漁業の許可を受けたことがある船舶については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県規則第35号

茨城県工業関係試験研究機関の使用料及び手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県工業関係試験研究機関の使用料及び手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県工業関係試験研究機関の使用料及び手数料徴収条例施行規則(昭和51年茨城県規則第27号)の一部を次のように改正する。

題名中「茨城県工業関係試験研究機関」を「茨城県工業技術センター」に改める。

第1条中「茨城県工業関係試験研究機関の使用料及び手数料徴収条例」を「茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例」に改める。

第2条第1項中「茨城県工業試験所、茨城県繊維工業指導所、茨城県窯業指導所又は茨城県食品試験所（以下「工業関係試験研究機関」という。）」を「茨城県工業技術センター（以下「センター」という。）」に、「工業関係試験研究機関に」を「センターに」に、「工業関係試験研究機関の長（以下「所長」という。）」を「茨城県工業技術センター長（以下「センター長」という。）」に改め、同条第2項中「所長」を「センター長」に改める。

第3条中「所長」を「センター長」に改める。

第4条中「資料」を「試料」に、「所長」を「センター長」に改める。

第5条第1号及び第3号中「工業関係試験研究機関」を「センター」に改め、同条第5号中「所長」を「センター長」に改める。

第6条及び第7条中「所長」を「センター長」に改める。

第8条中「資料」を「試料」に改める。

第9条第1項第3号中「所長」を「センター長」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に、「所長」を「センター長」に改める。

第11条第1項中「所長」を「センター長」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第3項中「所長」を「センター長」に改める。

第12条中「工業関係試験所研究機関の設備の使用、」を「センターの設備の使用、センターに対する」に、「所長」を「センター長」に改める。

様式第1号中「所長」を「茨城県工業技術センター長」に、「貴所」を「貴センター」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「所長」を「茨城県工業技術センター長」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

様式第4号中「所長」を「茨城県工業技術センター長」に、「付」を「付け」に、「貴所」を「貴センター」に改める。

様式第5号から様式第8号までの様式中「所長」を「茨城県工業技術センター長」に、「付」を「付け」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「所長」を「茨城県工業技術センター長」に、「付」を「付け」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第36号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和52年茨城県規則第56号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

機 関		知 事 が 定 め る 職
本 局		局長，次長，参事，技監，課長，副参事，技佐，課長補佐
出 先 機 関	霞ヶ浦水道事務所	所長，次長，総務課長，工務第一課長
	鹿島水道事務所	所長，次長，総務課長，工務課長
	那珂川水道事務所	所長，次長
	利根川水道建設事務所	所長
	利根川浄水場	場長
	水質検査室	室長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第574号

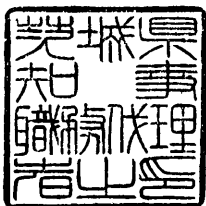
茨城県知事職務代理者印を改刻したので、茨城県公印規則（昭和39年茨城県規則第31号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

改刻した職務代理者印

- (1) 名 称 茨城県知事職務代理者之印
- (2) 印 影



- (3) 使用開始年月日 昭和60年4月1日

茨城県告示第575号

下記の専用知事印及び専用知事職務代理者印を廃棄したので、茨城県公印規則（昭和39年茨城県規則第31号）第4条の規定により告示する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記

茨城県陸運事務所専用茨城県知事印

茨城県陸運事務所土浦支所専用茨城県知事印

茨城県陸運事務所専用茨城県知事職務代理者印

茨城県陸運事務所土浦支所専用茨城県知事職務代理者印

廃 棄 年 月 日 昭和60年3月31日

茨城県告示第576号

納税貯蓄組合補助規程（昭和32年茨城県告示第650号）の一部を次のように改正する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第3条第1項中「県は」の次に「，昭和60年度から5箇年度に限り」を加え，「当該市町村が当該組合に対して交付した補助金の額に当該市町村に係る個人の県民税の確定あん分率を乗じて得た

備考 「組合が納期限までに納付した税額等」の欄のうち、個人県民税額は、確定あん分率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。以下本表において同じ。)で計算した額とすること。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第577号

茨城県工業関係試験研究機関研修生要項(昭和49年茨城県告示第293号)の一部を次のように改正する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

題名を次のように改める。

茨城県工業技術センター研修生要項

第1条中「茨城県工業試験所、茨城県繊維工業指導所、茨城県窯業指導所及び茨城県食品試験所(以下「試験所等」という。)」を「茨城県工業技術センター(以下「センター」という。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条を次のように改める。

(研修内容)

第2条 センターにおいて行う研修の科目は別表のとおりとし、その細目については茨城県工業技術センター長(以下「センター長」という。)が定める。

第3条中「入所」を「センターへ入所(以下「入所」という。)」に改める。

第4条第1項中「所長」を「センター長」に改め、同条第2項中「所長」を「センター長」に、「試験所等」を「センター」に改め、同条第3項中「所長」を「センター長」に改める。

第5条第1項中「所長」を「センター長」に改め、同条第2項中「所長」を「センター長」に、「試験所等」を「センター」に改める。

第6条中「退所」を「センターを退所(以下「退所」という。)」に、「所長」を「センター長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「所長」を「センター長」に、「退所を命ずる」を「退所させる」に改め、同条第2号中「見込」を「見込み」に改め、同条第3号中「所長」を「センター長」に改める。

第9条中「所長」を「センター長」に改める。

別表を次のように改める。

別表

茨城県工業技術センター研修内容

科	目	備 考
1 金	属	科目9～11については、茨城県工業技術センター繊維工業指導所で行う。 科目12～15については、茨城県工業技術センター窯業指導所で行う。
2 機 械	加 工	
3 木	工	
4 工 業	デ ザ イ ン	
5 清 酒	醸 造	
6 み そ, し ょ う	油 醸 造	
7 菓 子	製 造	
8 農 産	加 工	
9 図	案	
10 染	色	
11 機	織	
12 成	形	
13 焼	成	
14 デ ザ イ ン	意 匠	
15 釉	薬	

様式第1号中「所長」を「茨城県工業技術センター長」に、「貴所」を「貴センター」に改める。

様式第2号中「所長殿」を「茨城県工業技術センター長殿」に、「貴所」を「貴センター」に、「所長の指示」を「センター長の指示」に改める。

様式第3号中「所長」を「茨城県工業技術センター長」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第578号

小桜土地改良区から昭和60年1月26日付けで認可申請のあつた小桜地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小桜土地改良区定款の写し

小桜地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和60年4月1日から昭和60年4月20日まで

3 縦 覧 の 場 所 八郷町役場

茨城県告示第579号

伊讃美ヶ原記念揚水土地改良区から昭和59年12月8日付けで認可申請のあつた湿気地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

伊讃美ヶ原記念揚水土地改良区定款の写し

湿気地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年4月1日から昭和60年4月20日まで**3 縦覧の場所** 下館市役所**茨城県告示第580号**

大塚土地改良区から昭和60年1月26日付けで認可申請のあつた大塚地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

大塚土地改良区定款の写し

大塚地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年4月1日から昭和60年4月20日まで**3 縦覧の場所** 八郷町役場**茨城県告示第581号**

八郷町長中村謙一から昭和60年2月9日付けで認可申請のあつた上曾地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

上曾地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年4月1日から昭和60年4月20日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第582号

八郷町長中村謙一から昭和60年2月6日付けで認可申請のあつた部原(2)地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

部原(2)地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年4月1日から昭和60年4月20日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第583号

八郷町長中村謙一から昭和60年2月6日付けで認可申請のあつた部原(1)地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

部原(1)地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和60年4月1日から昭和60年4月20日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第584号

昭和59年7月14日付けで久慈郡大子町大字外大野381番地福和田博ほか10名から認可申請のあつた外大野地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和60年3月27日認可した。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第585号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した指定金融機関及び収納代理金融機関の一部を次のように改正する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第2 1 県内に本店(本所)が所在し、県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中

「 東茨城郡内原町大字内原932

東茨城郡茨城町大字小鶴114の1

東茨城郡常北町大字石塚1157

東茨城郡桂村大字阿波山183

東茨城郡常澄村塩崎834の1

那珂湊市富士の上318の1

を

「 東茨城郡内原町大字内原175の13

東茨城郡茨城町大字長岡1263

東茨城郡常北町大字石塚1157

東茨城郡桂村大字阿波山183

東茨城郡常澄村大串1203

那珂湊市釈迦町23の22

に、

「 那珂郡東海村大字舟石川747の5

笠間市飯合146

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬1911

西茨城郡友部町大字平町1470

を

「 那珂郡東海村大字船場544の2

笠間市飯合146

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬1191の1

西茨城郡友部町大字八雲1丁目3の5

に、

「 常陸太田市馬場町467

を

「 常陸太田市里野宮町21の1

に,

「 那珂郡瓜連町瓜連1187

を

「 那珂郡瓜連町瓜連1370の1

に,

「 那珂郡美和村大字高部3987

那珂郡緒川村大字上小瀬4286

を

「 那珂郡美和村大字高部402の2

那珂郡緒川村大字上小瀬4257

に,

「 平潟町農業協同組合

を

「 平潟町信用農業協同組合

に,

「 山部農業協同組合

多賀郡十王町山部988

黒前農業協同組合

多賀郡十王町高原375

櫛形農業協同組合

多賀郡十王町友部122の4

を

「 十王町農業協同組合

多賀郡十王町友部122の4

に,

「 筑波町農業協同組合

筑波郡筑波町大字北条5215

小田農業協同組合

筑波郡筑波町大字小田2542の1

を

「 筑波町農業協同組合

筑波郡筑波町大字北条5215

に,

「 稲敷郡阿見町大字阿見3842

土浦市田中1丁目1番4号

新治郡出島村大字深谷3671

新治郡出島村大字田伏816

新治郡千代田村大字中佐谷271の1

新治郡新治村藤沢字愛宕後514の1

新治郡桜村東岡335

を

行方郡麻生町麻生1116の3

行方郡牛堀町大字牛堀10

行方郡牛堀町大字上戸64

行方郡潮来町潮来721

行方郡北浦村大字山田2901の2

行方郡玉造町甲404

稲敷郡阿見町大字阿見4667の1

土浦市田中1丁目1番4号

新治郡出島村大字深谷ゆの区3434の12

新治郡出島村大字田伏816

新治郡千代田村大字中佐谷字香取後234の2

新治郡新治村藤沢514の1

新治郡桜村東岡335

に,

行方郡麻生町麻生3346の25

行方郡牛堀町大字牛堀10

行方郡牛堀町大字上戸64

行方郡潮来町辻930の1

行方郡北浦村大字山田2901の2

行方郡玉造町浜448

鹿島郡波崎町大字柳川1556

筑波郡谷和原村大字加藤244の3

筑波郡伊奈村大字谷井田796

を

新治郡出島村大字穴倉1603の1

鹿島郡波崎町大字太田1887の47

筑波郡谷和原村大字加藤244の3

筑波郡伊奈町大字谷井田1609

に,

新治郡出島村大字穴倉1597の1

「 石岡市大字石岡北谷8425

新治郡八郷町大字柿岡3263の6

新治郡八郷町大字川又796の21

を

新治郡千代田村大字市川807

新治郡千代田村大字下志筑324

」

「 石岡市府中4丁目18番17号

新治郡八郷町大字柿岡3236の6

新治郡八郷町大字川又796の21

に,

新治郡千代田村大字市川694

新治郡千代田村大字下志筑320の1

」

「 稲敷郡東村大字佐原下手口97の2

稲敷郡河内村長竿3556

を

稲敷郡茎崎村大字小茎287

」

「 稲敷郡東村大字上之島3221の2

稲敷郡河内村長竿3566

に,

稲敷郡茎崎町大字小茎287

」

「 竜ヶ崎市中谷原8200

竜ヶ崎市大徳町2498の1

を

稲敷郡新利根村上根本3549

北相馬郡利根町大字立崎584の1

」

「 竜ヶ崎市8200

竜ヶ崎市大徳町2498の1

に,

稲敷郡新利根村柴崎6716

北相馬郡利根町大字立崎403

」

「 北相馬郡藤代町大字宮和田395の2

猿島郡境町長井戸23

を

猿島郡猿島町大字逆井2585

」

北相馬郡藤代町毛有111

猿島郡境町長井戸23

猿島郡猿島町大字山2850

に,

下館市大字岡芹504

真壁郡関城町大字関本上中113の1

を

下館市大字岡芹字五反田2222

真壁郡関城町犬塚143

に,

結城市大字結城8401

を

結城市大字結城8173

に,

改める。

茨城県告示第586号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の4で告示した公所及び個所の一部を次のように改正する。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第1中「長生園」を削り、「水戸老人ホーム」を「長生園」に、「工業試験所」を「工業技術センター」に、「繊維工業指導所」を「工業技術センター繊維工業指導所」に、「窯業指導所」を「工業技術センター窯業指導所」に改め「食品試験所」及び「国際博関連公共事業建設事務所」を削る。

訓 令

茨城県訓令第11号

茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和60年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令

茨城県公有財産処理委員会規程（昭和42年茨城県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「商工企画課長」を「商業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

◀◀◀ 茨 城 県 報 ▶▶▶

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所